

新ごみ処理場整備・運営事業

要求水準書
(案)

第Ⅱ編 運営業務編

令和6年(2024年)1月

柏 崎 市

《目 次》

第1章 総則	1
第1節 計画概要	1
第2節 計画主要目	4
第3節 一般事項	5
第4節 運營業務条件	10
第2章 運営体制	11
第1節 業務実施体制	11
第2節 有資格者の配置	11
第3節 連絡体制	12
第3章 運転管理業務	13
第1節 本施設の運転管理	13
第2節 受付・計量業務	13
第3節 搬入管理	14
第4節 適正処理・適正運転	14
第5節 運転管理体制	15
第6節 用役の管理	15
第7節 運転管理マニュアルの作成	15
第8節 運転計画の作成	15
第9節 運転管理記録の作成	16
第10節 処理生成物の搬出	16
第11節 性能試験の実施	16
第4章 維持管理業務	17
第1節 本施設の維持管理業務	17
第2節 保守管理	17
第3節 修繕工事	18
第4節 清掃	21
第5節 維持管理マニュアル	21
第6節 精密機能検査	21
第7節 長寿命化総合計画の運用	21
第5章 測定管理業務	22
第1節 本施設の測定管理業務	22
第2節 測定管理マニュアル	22
第3節 測定管理の実施	22
第4節 排ガスの基準値を超過した場合の対応	24
第6章 防災等管理業務	27
第1節 本施設の防災等管理業務	27
第2節 二次災害の防止	27
第3節 緊急対応マニュアルの作成	27
第4節 自主防災組織の整備	27

第5節 防災訓練の実施	27
第6節 緊急対応結果報告書の作成	27
第7章 運営関連業務	28
第1節 本施設の運営に関連する業務	28
第2節 植栽管理	28
第3節 施設警備・防犯	28
第4節 見学者対応	28
第5節 住民対応	28
第6節 積雪対策	28
第7節 ホームページの開設及び運営	29
第8節 非常食等の管理	29
第8章 情報管理業務	30
第1節 本施設の情報管理業務	30
第2節 運営体制	30
第3節 運営マニュアル	30
第4節 運営業務実施計画書	30
第5節 運転	30
第6節 保守管理	31
第7節 補修工事	31
第8節 更新工事	31
第9節 保全工事	31
第10節 作業環境管理	32
第11節 清掃実施	32
第12節 測定管理	32
第13節 防災等管理	32
第14節 緊急対応	33
第15節 運営関連業務実施	33
第16節 事業継続計画	33
第17節 施設情報管理	33
第18節 月間業務完了報告	33
第19節 年間業務完了報告	33
第20節 その他管理記録報告	34
第21節 作成書類・提出書類	34
第9章 運営業務期間終了時の引渡し条件	35

用語の定義

新ごみ処理場整備・運営事業 要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）で用いる用語を次のとおり定義する。

本 市：柏崎市をいう。

本 事 業：新ごみ処理場整備・運営事業をいう。

本 施 設：本事業において設計・建設され、運営される廃棄物処理施設をいい、ごみ処理設備のほか、工場棟（管理諸室を含む。）、計量棟、駐車場、構内道路、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の建築物、建築設備及びこれらの付帯設備を含めていう。

仮 設 施 設：本工事の実施に際しては、本施設が稼働するまでの期間において既存ごみ処理場の稼働を維持する。本工事が与える影響を最小限にするため、本施設の建設工事に先立ち整備する、仮設沈砂槽（河川水取水電気設備等を含む）、仮設計量棟、仮設事務所棟、仮設駐車場及びこれらの付帯設備を含めていう。

本 工 事：本施設の設計・建設業務、仮設施設の整備業務及び解体・撤去工事（清掃事務所棟、し尿処理場、資源物リサイクルセンター、洗車棟、有価物ストックヤード棟、倉庫棟、その他本施設の建設工事に当たって支障となる建築物及び工作物等並びにこれらの地下構造物も含む）をいう。

プ ラ ン ト：本施設のうち、処理対象物の処理に必要なすべての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。

建 築 物 等：本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。

D B O 方 式：Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる公設民営方式の事業手法をいう。

事 業 者：本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。また、建設事業者と運営事業者を総称していう。

建 設 事 業 者：本市と建設工事請負契約を締結する者で、本工事を行う事業者をいう。

運 営 事 業 者：本市と運営業務委託契約を締結する者で、本施設の運営業務を行

う事業者をいう。

従業者：本施設を運営する者（運転要員を含む。）をいう。

監督員：柏崎市の担当者をいう。

既存ごみ処理場：クリーンセンターかしわざきをいう。

敷地：事業実施区域及び既存ごみ処理場使用区域を合わせた範囲をいう。

事業実施区域：本工事において利用可能な区域であり、稼働後、運營業務を実施する区域をいう。

既存ごみ処理場使用区域：稼働継続中の既存ごみ処理場の区域をいう。

エネルギー回収型廃棄物処理施設：本施設を構成する施設のうち、燃やすごみ及び可燃残さ、ボランティア清掃ごみ、剪定枝・庭の草及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理する施設をいう。

マテリアルリサイクル推進施設：本施設を構成する施設のうち、燃やさないごみ及び粗大ごみを処理対象物として破砕、選別等の処理を行う施設をいう。

基本契約：事業者に本事業を一括で発注するために、本市と建設事業者及び運營業務事業者で締結する契約をいう。

建設工事請負契約：本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。

運營業務委託契約：本事業の運營業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運營業務事業者が締結する契約をいう。

地方公共団体：地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定められている普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）をいう。

搬入禁止物：本施設では受け入れないものをいう。

搬入可能物：本施設で受け入れるものをいう。

処理対象物：搬入可能物のうち、本施設で処理するものをいう。

処 理 困 難 物：搬入可能物のうち、本施設では処理せずに外部処理委託又は最終処分するものをいう。

補 助 金：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金をいう。

交 付 金：循環型社会形成推進交付金をいう。

第1章 総則

新ごみ処理場整備・運営事業 第Ⅱ編 運営業務編 要求水準書(以下「本要求水準書」という。)は、柏崎市(以下「本市」という。)が発注する「新ごみ処理場整備・運営事業」(以下「本事業」という。)の運営業務に関し、本市が要求する最低限の水準を示すものである。

第1節 計画概要

1 一般事項

本施設は令和11年度(2029)年度の稼働を目指して整備を行う。本施設的设计・建設工事は、敷地内に立地する既存ごみ処理場の稼働を継続しながら実施することになる。設計・建設工事の実施に当たっては、既存ごみ処理場の稼働に与える影響を最小限にするため、本施設の建設工事に先立ち、仮設施設の整備工事、し尿処理場等の解体工事を実施すること。

本市では、令和2年(2020年)3月に策定した「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」において、施設整備方針を次のとおり設定した。

【施設整備方針】

本市では、平成29年（2017年）3月に柏崎市第五次総合計画（以下「第五次総合計画」という。）を策定しており、新ごみ処理場の施設整備方針は、第五次総合計画の内容を踏まえて決定した。

【コンセプト】

(1) 循環型社会を推進する施設

- ア ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進したうえで適正処理を行い、処理で発生する熱や灰等を有効に活用する。
- イ 環境負荷低減や公害防止等、環境に十分に配慮した設備を備える。

(2) 市民が身近で安全・安心を感じられる施設

- ア 市民生活に密着した利便性の高い施設を目指す。
- イ 新潟県中越沖地震を教訓にした災害に強い強靱な施設とする。

(3) 高効率なエネルギー回収を可能とする施設

- ア 柏崎地域エネルギービジョンの実現に向けて、エネルギーの地産地消に留まらず、将来の地産他消を見据えたベース電源のひとつとする。

(4) ふるさとの環境を守る施設

- ア 児童・生徒をはじめ、循環型社会の推進や環境問題について学べる施設とする。
- イ 温暖化対策や生物多様性の保全に対する意識啓発、不法投棄防止と環境美化の推進など、豊かな自然環境を維持・保全するための拠点とする。

(5) 経済性に優れた施設

- ア 設備の適切な規模、効率的な配置、省エネルギー化を検討し、経済的かつ高効率な施設建設及び管理運営を実現する。

2 基本事項

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第1節 2 基本事項」参照

3 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する次の業務とする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 測定管理業務
- (4) 防災等管理業務
- (5) 運営関連業務
- (6) 情報管理業務

- (7) 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
- (8) その他これらを実施する上で必要な業務

4 本市の業務範囲

- (1) 本施設への搬入可能物の搬入
- (2) 焼却主灰、飛灰処理物、処理困難物及び有価物の運搬
- (3) 焼却主灰、飛灰処理物、処理困難物及び有価物の資源化又は最終処分
- (4) 近隣対応（事業者が実施する業務以外）
- (5) 行政視察対応
- (6) 運営モニタリング
- (7) その他これらを実施する上で必要な業務

5 本施設の概要

本施設の概要は、表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 本施設の概要

施設名称		概 要	
工場棟	エネルギー回収型廃棄物処理施設	①処理対象物	① 燃やすごみ及び可燃残渣 ② ボランティア清掃ごみ ③ 剪定枝・庭の草 ④ 災害廃棄物
		②炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
		③施設規模	80 t/24h (40 t/24h×2炉)
	マテリアルリサイクル施設	①処理対象物	① 不燃ごみ ② 粗大ごみ
		②施設規模	6.7 t/5h
	計量棟 (工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。)	①形式	ロードセル式(4点支持式)
②数量		3基以上 (入口用2基以上、出口用1基以上)	
その他 関連施設等	管理棟(工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。)、洗車棟(工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。)、駐車場、構内道路、構内サイン、構内照明、植栽、その他		

6 運営業務期間

本事業における運営業務期間は、令和11年(2029年)4月1日から令和31年(2049年)3月31日までの20年とする。ただし、運営事業者は、本市が基幹的設備改良工事を実施せずに本施設を約30年以上使用する計画であることを前提として運営業務を行うものとする。

第2節 計画主要目

1 ごみの種別

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 1 ごみの種別」参照

2 計画年間処理量

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 2 (1) 処理能力」参照

(2) マテリアルリサイクル施設

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 3 (1) 処理能力」参照

3 計画ごみ質

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 2 (2) 計画ごみ質」参照

(2) マテリアルリサイクル施設

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 3 (2) 計画ごみ質」参照

4 ごみの搬入出

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 2 (3) ごみ等の搬入出」参照

(2) マテリアルリサイクル施設

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 3 (3) ごみ等の搬入出」参照

5 余熱利用計画

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 2 (5) 余熱利用計画」参照

6 焼却条件及び処理条件

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 2 (6) 焼却条件」参照

(2) マテリアルリサイクル施設

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 3 (5) 処理条件」参照

7 公害防止基準

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第3節 1 公害防止基準」参照

8 処理生成物の基準

「第I編 設計・建設業務編 第1章 第2節 2 (7) 焼却主灰及び飛灰処理物の基準」参照

9 敷地周辺設備

「第 I 編 設計・建設業務編 第 1 章 第 1 節 5 (6) 敷地周辺設備」参照

10 本施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、本市が定めた要求水準書（設計建設業務編）及び建設事業者が策定した事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

第 3 節 一般事項

1 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、運營業務期間中遵守すること。

2 関係法令等の遵守

運営事業者は、運營業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。

表 1-2 関係法令等例示

<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本法 ● 循環型社会形成推進基本法 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ● 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 ● 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 ● 大気汚染防止法 ● 水質汚濁防止法 ● 騒音規制法 ● 振動規制法 ● 悪臭防止法 ● ダイオキシン類対策特別措置法 ● 土壌汚染対策法 ● 都市計画法 ● 港湾法 ● 景観法 ● 道路法 ● 道路構造令 ● 駐車場法 ● 建設業法 ● 建築士法 ● 建築基準法 ● 消防法 ● 航空法 ● 水道法 ● 下水道法 ● 浄化槽法 ● 計量法 ● 電波法 ● 有線電気通信法 ● 高圧ガス保安法 ● 電気事業法 ● 労働基準法 ● 労働安全衛生法 ● 工場立地法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 ● ボイラ構造規格 ● 圧力容器構造規格 ● クレーン構造規格 ● 内線規程 ● 日本工業規格(JIS) ● 電気規格調査会標準規格(JEC) ● 日本電機工業会規格(JEM) ● 日本電線工業会規格(JCS) ● 日本照明工業会規格(JIL) ● 日本フルードパワー工業会規格(JFPS) ● 日本農林規格(JAS) ● ごみ処理施設性能指針 ● 建設業における生産システム合理化指針 ● 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 ● 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル ● 石綿含有廃棄物処理マニュアル ● 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 ● 建築物の解体等工事に係る石綿飛散防止マニュアル ● 石綿障害予防規則 ● 建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針 ● ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別処置法 ● 国土交通省公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) ● ごみ処理施設整備の計画・設計要領 ● 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ● 新潟県福祉のまちづくり条例 ● 新潟県建築基準条例 ● 新潟県生活環境の保全等に関する条例 ● 新潟県建設生産システム合理化指導要綱 ● その他諸法令、規格等
--	---

3 生活環境影響調査への配慮

運営事業者は、運営業務を実施するに当たり、本市が作成する「新ごみ処理場建設に係る生活環境影響調査 報告書」の結果に配慮すること。また、本市が実施する調査又は運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議のうえ、対策を講ずること。

4 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、運営業務期間中、本市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5 官公署等の指導等

運営事業者は、運営業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い、本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め本市との協議によること。

6 官公署等申請への協力

運営事業者は、本市が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出すること。なお、運営事業者が行う運営に係る申請に関しては、運営事業者の責任により行うこと。

7 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本施設の運営に関する報告等を求められた場合、速やかに本市に報告し、協議の上、対応すること。

8 本市への報告等

- (1) 運営事業者は、本市が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- (2) 定期的な報告は、「第8章 情報管理業務」に基づいて行うこと。災害、機器の故障、停電等の緊急時（以下「緊急時」という。）・事故時等の報告は、「第6章 第6節 緊急対応結果報告書の作成」に基づくこと。
- (3) 敷地において、建築物等の設置、土地の使用、形状の変更等を行おうとする場合には、事前に本市の承諾を得ること。

9 本市が実施する運営モニタリングへの協力

運営事業者は、本市が実施する運営全般に対するモニタリングに全面的に協力すること。また、本市が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに対応すること。

また、運営事業者は本市が運営モニタリングを実施する際に、必要に応じて本施設の運転を調整する等の協力をする事。

10 運営事業者によるセルフモニタリング

運営事業者は、要求水準書及び事業提案書のうち運營業務に係る内容を網羅的に整理した運営モニタリングチェックシートを作成し、事業開始前に本市の承諾を受けること。また、運營業務の実施に当たっては、運営モニタリングチェックシートに基づいて、運營業務の実施状況が要求水準書及び事業提案書の内容を満たしているかをセルフモニタリングすること。

11 搬入業者への説明対応

運営事業者は、委託収集業者や許可業者等の搬入業者を対象とした、ごみ搬入時の計量方法や場内動線等の説明資料を作成すること。資料は、本市が指示する期日までに本市に提出し、本市の承諾を受けること。また、本市が開催する搬入業者説明会に出席し、資料の内容について説明すること。

12 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、運營業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、本施設における従業者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発0110第1号 平成26年1月10日）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等が同席すること。
- (6) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を講ずること。
- (7) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (9) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議のうえ、施設の改善を行うこと。

- (10) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本市に報告すること。
- (11) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (12) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (13) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1 3 急病等への対応

- (1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、急病人発生への対応マニュアルを整備するとともに、簡易な医薬品等を用意すること。
- (2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に AED（自動体外除細動装置）を設置し、その維持管理等を定期的実施すること。

1 4 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力すること。

1 5 個人情報保護の保護

「個人情報保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及び「新潟県柏崎市個人情報保護に関する法律施行条例」（令和 4 年 12 月 22 日条例第 38 号）等を遵守し、直接搬入者や従業員等の個人情報の取扱いには留意すること。また、業務の実施に当たり、業務上知り得た情報（個人情報を含む。）を第三者に漏洩しないこと。

1 6 保険

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険に加入すること。さらに、必要に応じて、その他の保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の承諾を得ること。

なお、本市は、本施設の所有者として、（公社）全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済を付保する予定であり、当該共済会の共済基金分担金は、運営事業者が負担すること。

1 7 発電側課金による費用の負担

本施設の余剰電力は、一般送配電事業者の送配電設備を介して売電する予定である。運営事業者は、発電側課金による費用を本市に変わって代理支払いすること。

18 地域振興

本施設の運営に当たっては、本市の住民に対する雇用促進のほか、本市内企業を積極的に活用する提案をすること。

第4節 運營業務条件

1 運営

運營業務は、次に基づいて行うものとする。

- (1) 事業契約書
- (2) 要求水準書（第I編 設計・建設業務編）
- (3) 本要求水準書
- (4) 事業提案書
- (5) その他本市の指示するもの

2 提案書の変更

事業提案書の内容は、契約時に合意した内容からは、原則として変更は認めないものとする。

ただし、運營業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善すること。

3 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、すべて運営事業者の責任と負担において補足・完備させること。

(2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、すべて運営事業者の責任と負担において補足・完備させること。

4 契約金額の変更

上記2、3の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

第2章 運営体制

第1節 業務実施体制

- (1) 運営事業者は、運營業務の実施に当たり、適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災等管理業務、運営関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、事前に本市に報告することとし、緊急性を伴うなど事前報告をできない事情がある場合は、できる限り早急に報告すること。

第2節 有資格者の配置

- (1) 運営事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条で定める技術管理者の資格（以下「管理者資格」という。）を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として配置すること。なお、令和14年度（2032年度）（運営開始後4年目）以降については、本施設の運転責任者が現場総括責任者に昇格することを認める。ただし、管理者資格を有する者に限る。
- (2) 運営事業者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を配置すること。
- (3) 運営事業者は、運營業務を行うに当たり、資格を必要とする業務においては、該当する資格を有する者（以下「有資格者」という。）を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者が兼任することを認めるものとする。
- (4) 運営事業者は、試運転時に資格が必要な業務においては、当該有資格者を試運転時に配置すること。配置する有資格者のうち、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、工事開始前に選任すること。

表 2-1 必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ処理施設コース修了者）	本施設のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
廃棄物処理施設技術管理者 （破砕・リサイクル施設コース修了者）	本施設のうち、マテリアルリサイクル推進施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第1種圧力容器取扱作業主任者	第1・2種圧力容器の取扱作業
クレーン・デリック運転士	クレーンの運転
第3種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー・タービン主任技術者（第2種）	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	焼却主灰及び焼却飛灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務
ショベルローダー等運転技能講習修了者	ショベルローダー等の運転
低圧電気取扱者の特別教育修了者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充電電路等の点検、修理及び操作 ・ 開閉器の操作
玉掛作業技能講習修了者	制限荷重 1 t 以上揚貨装置又はクレーン等の玉掛作業

注：業務内容については、関係法令を遵守すること。

注：その他運営を行うに当たり、必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

注：表 2-1 は、関係法令等で必要な資格を参考までに例示しているものであり、関係法令で義務付けられていない有資格者の配置を求めるものではない。

第3節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。また、整備した連絡体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、事前に本市に報告することとし、緊急性を伴うなど事前報告をできない事情がある場合は、できる限り早急に報告すること。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（「第1章 第2節 10 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理するとともに、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。また、業務期間を通じて効率的なエネルギー回収を行い、余剰電力量を多く発生させるよう努めること。

第2節 受付・計量業務

1 受付管理

- (1) 運営事業者は、計量棟において本施設への搬入出車両の計量、記録、確認及び管理を行うこと。
- (2) 受付は、安全かつ効率的に行うこと。
- (3) 搬入されたごみの計量は、直営・委託収集者、許可業者、直接搬入者ともに、搬入時と処理対象物を降ろした後2回の搬入車両計量で行うこと。
- (4) 直営・委託収集者、許可業者、直接搬入者に対しては、出口用計量機での計量時に伝票を発行することを基本とするが、詳細については本市と協議のうえ、決定すること。
- (5) 運営事業者は、直接搬入者に対して、正しくごみが分別されていることを確認するために、性状、形状、内容等を確認すること。搬入されるごみが基準を満たしていないと確認した場合は、受け入れはせず、その旨を日報において本市へ報告すること。
- (6) 運営事業者は、ごみを混載して搬入する者に対して、粗大ごみは別に計量し、可燃ごみ及び不燃ごみについては主体となるごみ1種類で計量できるように受付を実施すること。
- (7) 運営事業者は、直接搬入者を適切に誘導し、処理対象物の荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。

2 計量データの管理

運営事業者は、処理対象物、焼却主灰、飛灰処理物等の計量データを記録し、定期的に本市へ報告すること。

3 案内・指示

運営事業者は、搬入車両に対し、本施設内のルートとごみの荷下ろし場所について、案内・指示を行うこと。

4 ごみ処理手数料の徴収など

運営事業者は、ごみ処理手数料の支払いをする者から、本市が定める金額を本市が定める方法で徴収すること。徴収した手数料については、本市が定める方法によって本市へ引き渡すこと。

5 受付

- (1) 受付日は、月曜日から土曜日とし、この曜日において国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日については受付を行うこと。日曜日及び年末年始（1月1日を含む2日間）は休業日とする。ただし、地域活動など本市から要請があった場合や今後変更があった場合は、原則対応すること。
- (2) 受付時間は、月曜日から金曜日は原則午前8時30分から午後4時30分、土曜日及び祝日は原則午前8時30分から午後1時00分とし、計画収集の作業が終了するまで対応すること。ただし、年末年始のごみ量が多い時期、道路事情で収集車が利用時間に間に合わない場合等も柔軟に対応を行うこと。
- (3) 地域活動によるごみの受入、受付日の変更、年末年始等の繁忙期及び交通事情等により収集車が利用時間に間に合わない場合の対応など、本市から時間外受付の依頼があった場合には対応すること。業務内容により、要求水準書に規定していない費用が発生する場合は、その費用負担について本市と協議して決定すること。

第3節 搬入管理

- (1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導及びプラットホームの安全確認を行うこと。
- (2) 運営事業者は、月に1回程度展開検査（パッカー車等の中身の検査）を行うこととし、実施に当たっては計画書を策定し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、本施設の搬入禁止物を搬入した者には持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、搬入禁止物が残った場合の対応は、本市と協議し決定すること。
- (4) 運営事業者は、不燃ごみ及び粗大ごみについて、手作業により全量の搬入禁止物の混入確認を行うこと。
- (5) 運営事業者は、粗大ごみについて、搬入された品目を本市が定める分類で記録すること。
- (6) 運営事業者は、不燃ごみ及び粗大ごみについて、手作業等により有価物及びリチウムイオン電池やスプレー缶など本施設では処理せずに外部委託処理又は最終処分するもの（以下「処理困難物」という。）の分別、回収を行うこと。
- (7) 運営事業者は、処理困難物を本施設内に適切に保管し、本市が選定する引取業者に引き渡すこと。
- (8) 粗大ごみとしてスプリング入りベッド等が搬入された場合、運営事業者は、スプリングを分離した上で適正に処理すること。

第4節 適正処理・適正運転

- (1) 運営事業者は、関係法令、本施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- (2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- (3) 運営事業者は、計画ごみ質の範囲内において、焼却炉立上げ時の昇温作業を除

き、助燃剤を利用することなく焼却炉の運転を行うこと。

- (4) 運営事業者は、運転時に燃焼室の温度が850℃以上の状態を保って運転を行うこと。炉の立上げ下げ時においても、ごみを燃焼する場合には850℃以上を保つこと。立上げ時には助燃バーナにより850℃まで昇温した後にごみを投入すること。
- (5) 運営事業者は、本施設の運転においては、廃棄物を適正かつ安全・安定的に処理し、効率的なエネルギー回収により余剰電力量が最大となるように行うこと。
- (6) 運営事業者は、本施設から回収される鉄類及びアルミ類が「第1章 第2節 6 焼却条件及び処理条件」に示す回収率及び純度を満たすよう適切に処理すること。

第5節 運転管理体制

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、24時間運転に必要な運転班を設置すること。また、その運転班長は、ボイラ・タービン付きのごみ処理場の運転経験が1年以上あるものとする。
- (3) 運営事業者は、整備した運転管理体制について本市に報告し、承諾を得ること。体制を変更する場合は、事前に本市に報告し、承諾を得ること。緊急を要する等、やむを得ない事情がある場合においては、変更後、早急に本市に報告すること。

第6節 用役の管理

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
- (2) 災害時等において、本施設を稼働するために必要な用水、薬剤等の供給が途絶えた場合に備えて、本施設を稼働するために必要な用水、薬剤等を常に基準ごみ定格2炉運転時の使用量の7日以上貯留している状態を保つように管理すること。
- (3) 焼却主灰及び飛灰処理物の貯留設備は、災害等により搬出ができない場合であっても、基準ごみ定格2炉運転時で7日以上運転が可能な容量を持った状態を保つように管理すること。
- (4) ごみピットは、一時的な搬入量増加にも対応できるように余裕を持った運用を計画すること。

第7節 運転管理マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、運転管理マニュアルを作成し、運転指導開始30日前までに本市に提出し承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、運転管理マニュアルを必要に応じて見直すこと。なお、見直しに当たっては本市の承諾を得ること。

第8節 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の保守管理、修繕工事等を考

- 慮した年間運転計画書を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、年間運転計画書に基づき、月間運転計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
 - (3) 年間運転計画書及び月間運転計画書には、発電電力量、消費電力量、購入電力量、余剰電力量の計画値も含めること。
 - (4) 運営事業者は、年間運転計画書及び月間運転計画書を必要に応じて変更することとし、変更にあたっては本市の承諾を得ること。なお、変更報告の期限は原則2日前までとする。また、突発的な停止などの緊急の変更が余儀なくされる場合においては、速やかに本市に連絡すること。
 - (5) 全炉停止期間は、運営初年度（令和11（2029）年度）は秋季、運営2年目以降（令和12（2030）年度）以降は可能な限り春季に計画すること。
 - (6) 本施設の年間運転計画及び月間運転計画は、本施設の運転の効率性や安全性等に加えて、本市及び本市が契約する売電先と必要に応じて協議を行い計画すること。
 - (7) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画書を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
 - (8) 運営事業者は、年間調達計画書に基づき、月間調達計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

第9節 運転管理記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気、上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等の作成を行い、運転日報は翌日、月報は翌月10日まで、年報は翌年度4月10日までに本市に提出すること。

第10節 処理生成物の搬出

- (1) 焼却主灰、飛灰処理物、有価物及び処理困難物の処理は本市の所掌であるが、これらを搬出する際に、運営事業者は、車両への積込み、計量等の作業を実施すること。
- (2) 運営事業者は、処理対象物から選別された有価物（破碎後の鉄類及びアルミ類を含む。）を適正に管理、保管すること。また、搬出車両への積込作業に協力すること。
- (3) 運営事業者は、本市が焼却主灰、飛灰処理物及び処理困難物を搬出するにあたり、車両への積込作業等に協力すること。

第11節 性能試験の実施

運営事業者は、「第I編 設計・建設業務編 第1章 第7節 性能保証」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本市と合意した期日に実施すること。

第4章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 10 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

1 保守管理計画書の作成

- (1) 運営事業者は、表 4-1 の内容（機器の項目、頻度等）を参考に保守管理計画書を作成すること。
- (2) 運営事業者は、運營業務期間を通じた本施設の保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運營業務期間を通じた保守管理計画書は、毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、各年度の年間保守管理計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- (5) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、運転計画を考慮し計画すること。
- (6) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- (7) 日常点検で異常もしくは故障が発生した場合は、運営事業者は臨時点検を実施し、適切に対応すること。

表 4-1 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名		備考
ボイラー	電気事業法	第42条 保安規定 第55条 定期安全管理検査	定期検査 2年に1回以上
タービン	電気事業法	第42条 保安規定 第55条 定期安全管理検査	定期検査 4年に1回以上
電気設備	電気事業法	第42条 保安規定 第55条 定期安全管理検査	年次点検 月次点検
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	第34条 定期自主検査 第35条 定期自主検査 第36条 作業開始前の点検 第40条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 作業開始前 2年に1回以上
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 1年未満～2年以内に1回以上
	建築基準法	第12条	1年に1回以上
第1種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第67条 定期自主検査 第73条 性能検査	1月に1回以上 1年に1回以上
第2種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第88条 定期自主検査	1年に1回以上
小型ボイラー及び小型圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第94条 定期自主検査	1年に1回以上
計量器	計量法	第21条 定期検査	2年に1回以上
貯水槽	水道法施行規則	第56条 検査	1年に1回以上
地下タンク	消防法	第14条の3	消防法の規定による
消防用設備	消防法施行規則	第31条の6 点検の内容及び方法	外観点検 3月に1回以上 機能点検 6月に1回以上 総合点検 1年に1回以上
フォークリフト	労働安全衛生法施行規則	第154条の21 定期自主検査 第154条の22 定期自主検査	1年に1回以上 1月に1回以上
エアコンディショナー	フロン排出抑制法	第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	(7.5kW～50kW 未満) 3年に1回以上
冷蔵機器及び冷凍機器			(50kW以上) 1年に1回以上
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

2 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3 保守管理実施の報告

- (1) 保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた期間又は本市との協議による期間において適切に保管すること。

第3節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について劣化した機能の改善又はより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1 補修工事

補修工事とは、本施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換を指す。

(1) 補修工事計画書の作成

- ア 運営事業者は、表 4-2 を参考に補修工事計画書を作成すること。
- イ 運営事業者は、運營業務期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- ウ 運營業務期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき、毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- エ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- オ 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

表 4-2 補修工事の分類（参考）

作業区分		概要	設備・機器（例）	
補修工事	予防保全	時間基準保全	・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全	・摩耗、破損及び性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定又は比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、排水設備の腐食等
	事後保全	・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む。） ・保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類	

(2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、本施設の要求性能を維持するために補修工事を行うこと。

(3) 補修工事実施の報告

- ア 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- イ 運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ウ 補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

2 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した機器又は装置を全交換することで低下した性能又は機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

(1) 更新工事計画書の作成

ア 運営事業者は、運營業務期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

イ 運營業務期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき、毎年度更新し、本市の承諾を得ること。

ウ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。

エ 更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

(2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、本施設の要求性能を維持するために更新工事を行うこと。

(3) 更新工事実施の報告

ア 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

イ 運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

ウ 更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管をすること。

3 保全工事

保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

(1) 保全工事の実施

運営事業者は、適切な保全工事を行うこと。なお、照明設備、空調設備、換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き等について特に配慮すること。

(2) 保全工事実施の報告

ア 運営事業者は、保全工事が完了した時は、保全工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

イ 保全工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管をすること。

第4節 清掃

運営事業者は、運營業務期間を通じ、本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に、見学者等第三者の立ち入る場所や目に触れる場所は、常に清潔な環境を維持すること。

運営事業者は、清掃計画書を作成し、本市の承諾を得ること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を本市へ報告すること。

運営事業者は、定期清掃（ワックスがけ、高所窓ガラス清掃等）を年2回以上実施すること。

第5節 維持管理マニュアル

(1) 運営事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

(2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて見直すこと。なお、見直しに当たっては本市の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査

(1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施し、その結果を本市へ報告すること。なお、精密機能検査は、第三者機関に委託すること。

(2) 1年に1回以上の頻度で機能検査を実施し、その結果を本市へ報告すること。

(3) 精密機能検査及び機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能（「第1章 第2節 10 本施設の要求性能」参照）を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 長寿命化総合計画の運用

(1) 運営事業者は、建設事業者が作成した長寿命化総合計画に基づき、本施設の要求性能（「第1章 第2節 10 本施設の要求性能」参照）を維持するために、維持管理を行うこと。

(2) 運営事業者は、長寿命化総合計画における施設保全管理計画と実績を対比した資料を作成し、本市に報告すること。

(3) 運営事業者は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき、必要に応じて長寿命化総合計画を更新し、その都度、本市の承諾を得ること。

第5章 測定管理業務

第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 10 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。なお、作成に当たっては、表 5-1 の項目及び頻度と同等以上とすること。

本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について、運営事業者及び本市が合意した場合、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目を変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて見直すこと。なお、見直しに当たっては本市の承諾を得ること。

第3節 測定管理の実施

運営事業者は、測定管理マニュアルに基づいて、測定管理を実施すること。なお、分析の依頼先は、原則として法的資格を有する第三者機関とすること。

表 5-1 業務期間中の測定項目

項 目		頻 度
エネルギー回収型 廃棄物処理施設の 処理対象物の ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	1回/月
不燃ごみの ごみ質	組成、単位体積重量	1回/月
粗大ごみの ごみ質	組成、単位体積重量	1回/月
破碎後の鉄類、 アルミ類	純度、回収率、単位体積重量	1回/月
燃焼室温度	炉出口温度	常 時
排ガス	ばいじん、塩化水素、硫酸化合物、窒素化合物、ダイオキシン類、一酸化炭素、水銀	6回/年 (各炉)
排ガス (連続測定)	ばいじん、塩化水素、硫酸化合物、窒素化合物、一酸化炭素、水銀	常 時
排水	「第I編 設計・建設業務編 第1章 第3節 1 (2)排水」で示したすべての項目	年1回
騒音	騒音レベル【敷地境界4箇所】(デシベル)	4回/年
振動	振動レベル【敷地境界4箇所】(デシベル)	4回/年
悪臭	臭気指数【敷地境界4箇所、排出口、排水水】	4回/年
焼却主灰	熱灼減量	1回/2月 (各炉)
	アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン の溶出量	1回/2月 (各炉)
	ダイオキシン類含有量	1回/2月 (各炉)
飛灰処理物	アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン の溶出量	1回/2月 (各炉)
	ダイオキシン類含有量	1回/2月 (各炉)
作業環境	ダイオキシン類濃度	4回/年
	粉じん濃度	4回/年
	二硫化炭素濃度	4回/年

第4節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1 要監視基準と停止基準

(1) 基準の区分

運営事業者は、本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、本市が定める停止基準に基づき、要監視基準を設定すること。要監視基準は、その基準を上回った場合、改善を図るとともに計測の頻度を増加させるなどの監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。

(2) 対象項目

要監視基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類及び水銀とすること。

(3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 5-2 に示すとおりとする。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者が提案すること。

表 5-2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/m ³ N]	[]	1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策を開始する。	0.01	1時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	硫黄酸化物 [ppm]	[]		30	
	塩化水素 [ppm]	[]		30	
	窒素酸化物 [ppm]	[]		100	
	一酸化炭素 [ppm]	[]		30	
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]		—	0.1	定期バッチ測定データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	水銀 [μg/m ³ N]		—	30	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに ^{注1)} 3回以上の追加測定を実施する。この4回以上の測定結果の平均値 ^{注2)} が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

注：煙突出口、O₂ 12%換算値

注1：基準値の1.5倍を超過していた場合は測定結果が得られた後30日以内に、それ以外は60日以内に実施する。

注2：計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除くすべての測定結果の平均値とする。

2 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 要監視基準値を超過したことを本市へ直ちに報告
- (2) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- (3) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（本市による承諾）
- (4) 改善作業への着手
- (5) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- (6) 改善作業完了後の運転データの確認（本市による確認）
- (7) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。また、本市が実施する関係機関への報告作業に協力すること。

- (1) 停止基準値を超過したことを本市へ直ちに報告
- (2) 停止レベルに至った原因の解明
- (3) 復旧計画の策定（本市の承諾を得ること）
- (4) 改善作業への着手
- (5) 改善作業の完了確認（本市の承認を得ること）
- (6) 復旧のための試運転の開始
- (7) 運転データの確認（本市の承認を得ること）
- (8) 本施設の使用再開

第6章 防災等管理業務

第1節 本施設の防災等管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 10 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災等管理業務を行うこと。

第2節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保し、施設を安全に停止させ二次災害の防止することにより、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように努めること。

第3節 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全な停止、施設の復旧、本市への報告やその他必要な対策についての手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。

運営事業者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて見直すこと。なお、見直しに当たっては本市の承諾を得ること。

第4節 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織、警察署、消防署、本市等への連絡体制を整備すること。また、整備した連絡体制について本市に報告すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

第5節 防災訓練の実施

運営事業者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の訓練への参加を含め協議すること。

第6節 緊急対応結果報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに適切に対応すること。また、事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を早急に本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した緊急対応結果報告書を作成し、本市に提出すること。

第7章 運営関連業務

第1節 本施設の運営に関連する業務

運営事業者は、本施設の運営に係る業務について、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な運営関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

運営事業者は、本施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

第3節 施設警備・防犯

- (1) 運営事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (3) 運営事業者は、場内警備を実施し、場内の安全を確保すること。

第4節 見学者対応

- (1) 見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者にて行うこととし、施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。行政視察については本市が対応するが、本市からの依頼された場合においては協力すること。
- (2) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、見学者の安全性に十分に配慮すること。
- (3) 見学者説明要領書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (4) 見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。内容更新する際には、更新した電子データも本市に納めること。詳細については本市と協議し、決定すること。
- (5) 運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。

第5節 住民対応

- (1) 運営事業者は、地域住民を始め市民を対象に、本施設の整備方針に基づいた内容のイベントなどを企画・実施し、市民の理解を深めること。
- (2) イベントの実施に当たっては、企画書を作成の上、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、本市が企画するイベント等への協力を行うこと。
- (4) 運営事業者は、本施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに本市に報告し、本市と協議のうえ、対応すること。

第6節 積雪対策

運営事業者は、事業実施区域内の積雪対策計画を作成し、構内道路等の積雪対策（除雪作業、ロードヒーティング設備による融雪等）を実施し、本施設利用者等に影響がない状況を維持すること。積雪対策は運營業務期間にわたり運営事業者が実施すること。

第7節 ホームページの開設及び運営

運営事業者は、本施設の運転状況を公表するホームページを開設し、運営すること。ホームページで公表するデータや本市ホームページとのリンクなどは本市と協議のうえ、決定すること。

第8節 非常食等の管理

運営事業者は、非常食等の備蓄量の確認・維持管理・補充・更新を行うこと。ただし、本施設の竣工時においては、建設事業者が用意することとする。なお、詳細については本市と協議し、決定すること。

第8章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報の漏洩を防止する措置を講ずること。

第2節 運営体制

運営事業者は、次の体制について本市の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ、その他の体制についても作成し、本市の承諾を得ること。

- (1) 安全衛生管理体制
- (2) 防災等管理体制
- (3) 平常時及び緊急時の本市等への連絡体制
- (4) 施設警備・防犯体制
- (5) 運転管理体制

第3節 運営マニュアル

- (1) 運営事業者は、本市と協議のうえ本施設の運営マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。また、運営事業者は、必要に応じ、その他のマニュアルも作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて見直すこと。なお、見直しに当たっては本市の承諾を得ること。
- (3) 運営マニュアルには次の事項に関する内容も含めること。
 - ア 運転管理マニュアル
 - イ 維持管理マニュアル
 - ウ 測定管理マニュアル
 - エ 緊急対応マニュアル
 - オ 安全作業マニュアル
 - カ 急病人発生の対応マニュアル
 - キ その他運営関連業務マニュアル

第4節 運営業務実施計画書

- (1) 運営事業者は、本市と協議のうえ当該年度の運営業務実施計画書を毎年度作成し、当該年度の前年度3月末までに本市の承諾を得ること。
- (2) 運営業務実施計画書には、年間行事予定、業務実施体制、有資格者名簿、年間運転計画、年間調達計画書、保守管理計画書、年間補修工事計画書、年間更新工事計画書等を含むこと。詳細については、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。

第5節 運転

- (1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及

び月間調達計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- (2) 運営事業者は、ごみ搬入量、処理生成物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、本市に提出すること。
- (3) 運転管理記録の詳細項目は、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。
- (4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管をすること。

第6節 保守管理

- (1) 運営事業者は、運營業務期間を通じた保守管理計画書、年間保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) (1) に示す書類の詳細項目については、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。
- (3) 保守管理関連データは、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管をすること。

第7節 補修工事

- (1) 運営事業者は、運營業務期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書及び補修工事实施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、補修工事結果を記載した補修工事实施結果報告書及び年間補修工事实施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) (1) に示す書類の詳細項目については、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。
- (3) 補修工事関連データは、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管をすること。

第8節 更新工事

- (1) 運営事業者は、運營業務期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書及び更新工事实施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、更新工事結果を記載した更新工事实施結果報告書及び年間更新工事实施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) (1) に示す書類の詳細項目については、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。
- (3) 更新工事関連データは、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管をすること。

第9節 保全工事

- (1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事实施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 保全工事实施結果報告書の詳細項目については、運営事業者が提案のうえ、本

市の承諾を得ること。

- (3) 保全工事関連データは、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

第10節 作業環境管理

- (1) 運営事業者は、作業環境管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) (1) に示す書類の詳細項目については、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。
- (3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第11節 清掃実施

- (1) 運営事業者は、清掃計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、清掃実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) (1) に示す書類の詳細項目については、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。
- (3) 清掃関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第12節 測定管理

- (1) 運営事業者は、表 5-1 及び表 5-2 に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- (3) 運営事業者は測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ提出すること。
- (4) 測定管理結果報告書の詳細項目については、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。
- (5) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第13節 防災等管理

- (1) 運営事業者は、防災等管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、防災等管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) (1) に示す書類の詳細項目については、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。
- (3) 防災等管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第14節 緊急対応

- (1) 運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。
- (2) 報告後は、速やかに対応策等を記した緊急対応結果報告書を作成し、本市に提出すること。

第15節 運営関連業務実施

- (1) 運営事業者は、運営関連業務実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、運営関連業務実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) (1) に示す書類の詳細項目については、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営関連業務関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第16節 事業継続計画

- (1) 運営事業者は、緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画 (Business continuity planning : BCP) を策定し、本市の承諾を得ること。
- (2) 災害、疫病、システム障害等の緊急事態別に具体的な対応方法及び事業継続可否の判断指標を設けること。

第17節 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、運営業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、修繕工事等により、運営業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本市へ報告すること。
- (4) 運営事業者は、本市等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第18節 月間業務完了報告

- (1) 運営事業者は、本章第5節から第15節までの履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 月間業務完了報告書は、毎月、翌月の10日までに提出すること。
- (3) 月間業務完了報告書の詳細項目については、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。

第19節 年間業務完了報告

- (1) 運営事業者は、本章第5節から第15節までの履行結果をとりまとめた年間業

- 務完了報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 年間業務完了報告書は、毎年、翌年度の4月10日までに提出すること。
- (3) 年間業務完了報告書の詳細項目については、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。

第20節 その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目又は運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告書を作成すること。
- (2) 運営事業者は、管理記録報告書の提出頻度・時期・詳細項目については、運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。
- (3) 管理記録報告書については、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第21節 作成書類・提出書類

運営事業者は、運營業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した各種マニュアル、計画書等を事業開始前に本市に提出し、本市の承諾を受けること。

なお、提出する各種マニュアル・計画書等を表 8-1 に示すが、事業開始後速やかに運営事業者が提案のうえ、本市の承諾を得ること。また、各種マニュアル・計画書等は、表 8-1 に示すもの以外にも必要に応じて作成すること。

表 8-1 マニュアル、計画書及び報告書の一覧

運営事業者の業務	各種マニュアル・計画書等
運転管理業務	運転管理マニュアル
	年間運転計画書
	月間運転計画書
	年間調達計画書
	月間調達計画書
	運転管理体制 等
維持管理業務	維持管理マニュアル
	保守管理計画書
	補修工事計画書
	年間補修工事計画書
	補修工事実施計画書
	更新工事計画書
	年間更新工事計画書
	更新工事実施計画書
清掃計画書 等	
測定管理業務	測定管理マニュアル
	作業環境管理計画書 等
防災等管理業務	緊急対応マニュアル
	防災等管理計画書
	防災・緊急時連絡体制
	施設警備・防犯体制
情報管理業務	事業継続計画 等
	各種報告書様式 等
その他	関連業務実施計画書
	業務実施体制
	運營業務実施計画書
	年間行事予定表
	安全作業マニュアル
急病人発生の対応マニュアル	
その他関連業務マニュアル 等	

第9章 運營業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、運營業務期間終了時において、次の条件を満たし、本施設を本市に引き渡すこと。本市は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。

- (1) 運営事業者は、本市が本要求水準書で定めた業務を行うに当たり支障がないよう、業務の引継を行うこと。引継の内容は、本施設の取扱説明書（運營業務期間中に修正・更新した最新の内容のもの）、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ等すべての他、本市が指示したものとする。なお、本市は、運営事業者と協議の上、これらの図書、資料、データ等を第三者に開示することがある。
- (2) 建物の主要構造部等が良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (3) 建物の内外の仕上げや設備機器等が良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (4) 主要な設備機器等が、当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (5) 令和28年度（2046年度）（運営開始後18年目）に「第I編 設計・建設業務編 第1章 第7節 性能保証」に規定している引渡性能試験を実施し、本施設の要求性能を満足している状態であること。
- (6) 運營業務終了時における引継ぎ時の詳細条件は、本市と運営事業者の協議によるものとし、令和25年度（2043年度）（運営開始後15年目）から本市と協議を開始すること。
- (7) 運營業務期間を通じた補修工事計画書及び更新工事計画書については、令和28年度（2046年度）（運営開始後18年目）に、それまでの補修実績と当初計画の比較検証を実施し、本市へ報告すること。当初計画と実績に乖離がある場合は、その対応について本市と協議し、承認を得た上で、適切に実施すること。
- (8) 長寿命化総合計画については、令和28年度（2046年度）（運営開始後18年目）に、それまでの補修及び維持管理実績を考慮し見直した計画を再策定し、本市へ報告すること。当初計画と実績に乖離がある場合は検証を行い、その結果を本市と協議し、本市の承認を得た上で、適切な処置を行うこと。
- (9) 次期運営事業者に対し、最低3ヶ月間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、本市の承諾を得ること。
- (10) 事業期間終了時に事業期間終了後の設備の維持に必要な予備品（3年分）・消耗品（1年分）を用意すること。
- (11) 事業期間終了時から3年間は通常の保守管理及び修繕工事で対応できることを前提として、事業期間終了後に全炉停止を14日より多く必要とする修繕工事及び各炉停止を30日より多く必要とする修繕工事が、いずれも不要な状態とすること。対応が必要となった場合は、運営事業者の負担で実施すること。